

Pick Up  
02

# 大丈夫ですか？ あなたのお家のブロック塀

建築指導課 ☎ 435-1100

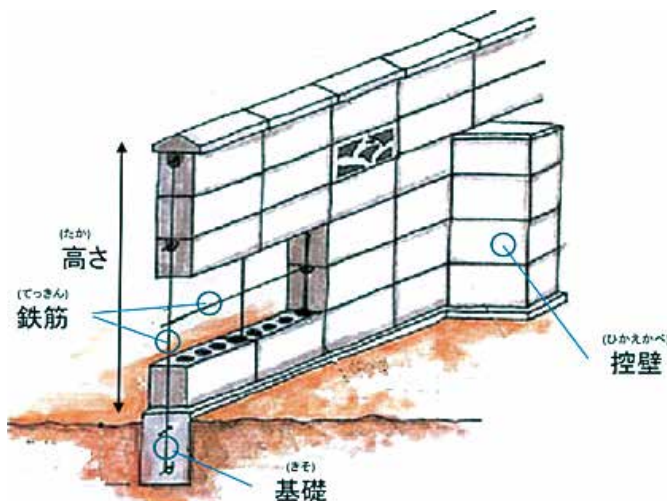
平成 30 年 6 月 18 日に大阪府北部で発生した地震によりブロック塀が倒壊し、尊い命が失われました。また、台風 21 号によりブロック塀の倒壊被害が発生しました。

現行の建築基準を満たしていないブロック塀や老朽化したブロック塀は、災害時に倒壊の恐れがあり、非常に危険です。また、倒壊したブロック塀は避難活動や緊急車輛の通行の妨げの原因となります。ブロック塀の維持管理は所有者の責任です。放置しておくとも老朽化の進行等により、危険性が增大するとともに、万が一他人に被害を与えた場合は、損害賠償等の責任を負うことがあります。



今一度チェック  
塀の安全性について点検を！

- 高さ  塀が 2.2m (道路からの高さ) よりも高い
- 厚み  10cm未満  
 高さが 2m 超であるが厚さが 15cm未満
- 控壁  塀の高さが 1.2m を超えているが、控壁がない  
 間隔が 3.4m を超えている
- 基礎  コンクリートの基礎がない、または不明 (ブロックは基礎ではありません)
- 鉄筋  縦、横 80cm 以内の間隔で鉄筋が入っていない、または不明
- 老朽化  傾き、ひび割れ、欠けがある



出典：一般社団法人全国建築コンクリートブロック工業会HP

点検の結果、一つでも該当する場合は、建築士など専門家に相談し、修繕や撤去などの検討をお願いします。

専門家への相談

市 HP (ID:1020838) に相談員名簿を掲載していますのでご利用ください。

相談内容

改修方法、費用及び施工業者等に関する情報提供や助言など。

相談方法

名簿に掲載されている相談員に直接、電話等でお問い合わせください。電話相談は無料です。ただし、現地相談については調査費、交通費等が必要となる場合がありますので事前にご確認ください。 ※改修設計等は有料となります。



一つでも当てはまる場合は  
相談を！！

危険なブロック塀などの撤去費用等の補助事業について

今年度の補助金申請の期限が、12月21日㊦までとなっていますので、申し込みを希望される方はお急ぎください。

なお、申請する前には必ず事前相談書の提出が必要となります。詳しくは住宅政策課までお問合せください。 ※交付申請書、事前相談書の様式は、市 HP (ID:1012723) よりダウンロード可。補助金は予算の範囲内。

住宅政策課 ☎435-1099

Pick Up  
01

# 12月3日～9日は「障害者週間」 みんなが暮らしやすいまちをめざして

障害者支援課 ☎ 435-1060、FAX 431-2840

障害者週間は、広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定されました。みんなが暮らしやすいまちづくりのため、ご理解・ご協力をお願いします。

障害者の就労事業所などを紹介  
「ふくりっち」を開設！

和歌山市障害福祉情報サイト「ふくりっち」は、「福祉を豊かに」をコンセプトとして、障害者の就労を支援する事業所の紹介や、その事業所で作られた製品の販売等を行う web サイトです。ぜひご利用ください。

URL : <http://fuku-rich.net/>

※この web サイトは、「わかやまの底力・市民提案実施事業」の採択を受けて制作されたものです。



身体障害者手帳等の点字対応について

視覚障害のある方に対し点字対応の身体障害者手帳カバーと重度心身障害児者医療費受給者証を交付します。

●申込/障害者支援課 ☎ 435-1060 (東庁舎1階)

音声版「障害児者福祉のしおり」

視覚障害のある方を対象に、音声版 (音楽用 CD・デジター図書※ CD) を作成しました。

※デジター (DAISY) 図書：視覚障害者向けデジタル録音図書

●申込/障害者支援課 (東庁舎1階)

☎ 435-1060、FAX431-2840

✉ shogaishashien@city.wakayama.lg.jp



音声や点字などで広報紙を送付します

◆音声版・点字版「市報わかやま」  
音声版市報わかやま (デジター図書 CD) や点字版市報わかやま (冊子) を送付しています。ご希望の方は広報広聴課へご連絡ください。

◆テキスト版「市報わかやま」メール  
市報わかやまのテキストファイルをメールに添付して配信します。[reg@mm.city.wakayama.wakayama.jp] に空メールを送信し、登録してください。

※迷惑メール対策をしている方は [mm.city.wakayama.wakayama.jp] からのメールが受信できるよう設定してください。



広報広聴課 ☎435-1009、FAX 431-2931

✉ koho@city.wakayama.lg.jp

障害者マーク

マークの意味を理解し、その場にあったご配慮をお願いします。



すべての障害者が利用できる建物・施設を表す世界共通のシンボルマーク。



肢体に不自由のある方の運転を示すマーク。無理な幅寄せや割り込みはしないようにしましょう。  
※道路交通法の規定により罰せられることがあります



聴力障害のある方の運転を示すマーク。無理な幅寄せや割り込みはしないようにしましょう。  
※道路交通法の規定により罰せられることがあります



聴覚障害を示すマーク。手話や筆談で話したり、正面を向いてゆっくりはっきり話したりしましょう。



視覚障害を示す世界共通のマーク。点字ブロック上や周辺には物を置いたり、駐車・駐輪したりしないようにしましょう。



白杖を頭上 50cm 程度に掲げていれば SOS のシグナル。進んで声をかけ、サポートしましょう。



盲導犬・介助犬・聴導犬などの訓練された身体障害者補助犬の同伴を啓発するためのマーク。  
※障害のある方が補助犬を伴って利用できるようご協力ください



身体の内部に障害がある人を表すマーク。外見からはわかりにくい不便を抱えていることを理解しましょう。



人工肛門・人工膀胱を造設した方 (オストメイト) の設備 (主に装具の洗浄等を行える設備) があることを表すマーク。



在宅障害者就労支援・障害者就労支援を認めた企業・団体へ付与されるマークです。  
※実際のマークには通し番号が明記されています



義足を使用している方、内部障害のある方、妊娠初期の方など、障害に限らず援助や配慮を必要としていることを知らせるマークです。



op

op  
pi

op  
pi

op  
pi

op  
pi

op  
pi

op  
pi

op  
pi



PIU

PIU

PIU

PIU

PIU



PIU

PIU

PIU

PIU

PIU

